

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報公開

株式会社エネックス

★労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定に基づく情報公開は以下の通り。

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 派遣労働者数 | 5 名 |
| 2. 派遣先数 | 4 社 |
| 3. 労働者派遣事業におけるマージン率 | 36% |
| 4. 派遣料金平均単価 | ¥4,462 円 |
| 5. 労働者の賃金の平均単価 | ¥2,867 円 |
| 6. 教育訓練に関する事項 | |
| | <ul style="list-style-type: none">・ ビジネスマナー、低圧電気取扱安全、電力講座、電気基礎入門、シーケンス制御・ 文章作成、敬語の使い方、失敗学、直流回路、交流回路、Web ラーニング・ テレコンハート[®]技術、私のトラブル集、文章作成術、水力発電講座、原発危機・ 各種資格取得講座（ソフトウェア一般、電気工事一般）・ リーダー行動の基本、原価教育、決算書、損益管理・ 安全衛生教育全般 |
| 7. 労使協定範囲と有効期限 | |
| | 全派遣社員に適用、有効期限令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 |

マージン率に含まれる会社負担経費等

- ・ 健康・厚生年金保険料金
- ・ 雇用・労災保険料金
- ・ 福利厚生費(月例懇親会費用等)
- ・ 社内・社外教育費用
- ・ 一般経費(賃貸料金、光熱費・交通費)
- ・ 賞与・一時金等

マージン率算出根拠

= (派遣単価の平均額 - 派遣労働者の賃金単価平均額) / 派遣単価の平均額